

よくある質問 [市町村立美術館等活性化事業]

Q 1. これまで巡回展を開催したことはありませんが、応募しても大丈夫でしょうか。

A 1. この事業では、地域創造が採択した参加館で実行委員会を設立していただき、各参加館が準備段階から協力して巡回展を実施します。
また、地域創造や地域創造の派遣するアドバイザーが、実行委員会と密に連絡を取りながら、巡回展の運営をサポートしますので、安心してご応募ください。

Q 2. 入場料は必ず徴収しなければならないのですか。

A 2. 当事業は、公立美術館の事業運営の活性化を図るために、有料で開催される展覧会を対象としています。チャリティーを目的とする事業や、入場料を徴収できない事業、参加料無料のワークショップ等のみを実施する事業などは対象となりません。

Q 3. 助成金の交付は、いつ頃になりますか。

A 3. 助成金は事業終了後に実績報告書を提出していただいた後、審査を経て交付されます（実績報告書の提出から概ね1～2ヵ月後）。

Q 4. 事業を実施した結果、入場者や図録の売り上げが申請時の予想より伸びた場合、助成金は決定額通り交付されるのでしょうか。

A 4. 交付する助成金の額の算出にあたり、入場料や図録売り上げ等の事業収入の合計額を対象経費の合計から控除します。また交付額は、実績報告書に基づき、申請時の助成決定額の範囲内で確定します。よって、収入が極端に増えた場合には、決定額よりも交付額が下回る可能性があります。

Q 5. この事業の助成とあわせて、地域創造以外の団体から、助成金、寄付金、協賛金などを受けられることはできますか。

A 5. 受けることができます。ただし、事業収入および地域創造からの助成金と、地域創造以外の団体からの助成金、寄付金、協賛金の合計額が、助成対象事業経費の合計額を上回ることは認められません。その場合は助成交付額が減額されます。

※個別のケースにつきましては、実施要綱をご参照のうえ、下記まで直接お問い合わせください。

公立美術館活性化事業担当：高野・黒田（電話 03-5573-4056 メール bikatsu@jafra.or.jp）